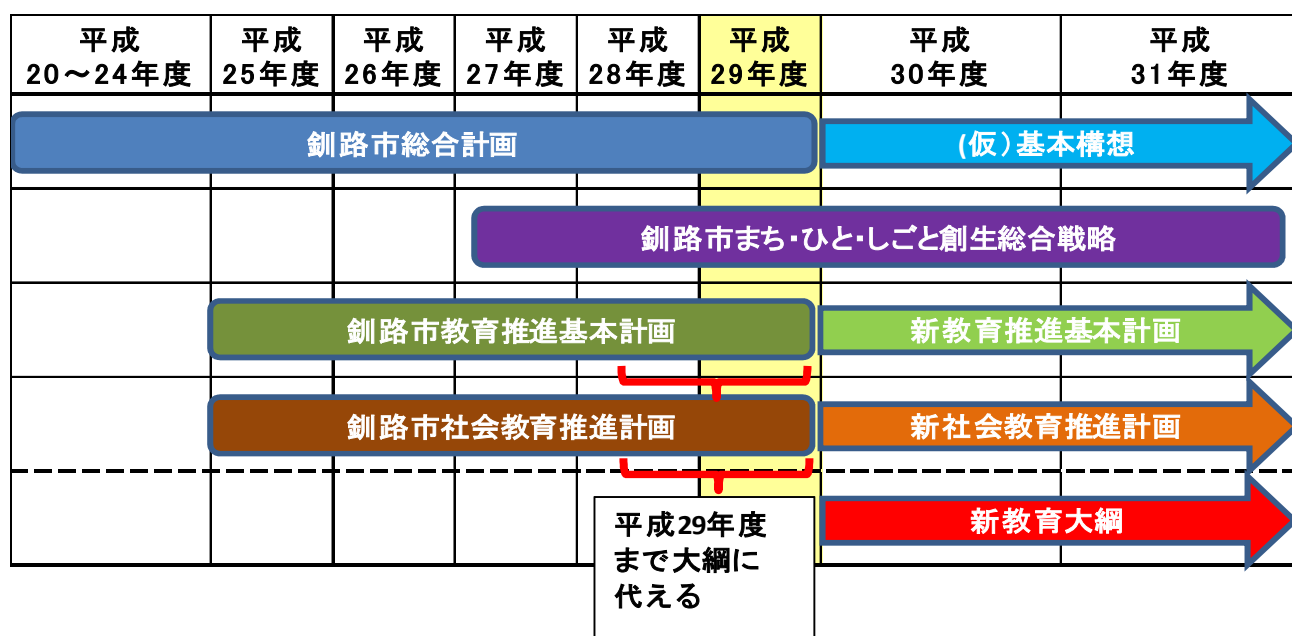


教育大綱の策定について

【大綱策定の背景】

- 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項 平成 27 年 4 月 1 日一部改正）
- 地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。（平成 26 年 7 月 17 日付 文部科学省初等中等教育局長通知）
- 「各計画が終了する平成 29 年度までは、教育推進基本計画、社会教育推進計画の両計画をもって釧路市の教育大綱に代えることとし、平成 30 年度から新たな教育大綱を持つことを目標に検討を進める。」（平成 27 年度第 2 回釧路市総合教育会議（平成 28 年 2 月 23 日開催）



【総合教育会議スケジュール】

開催時期	開催	協議項目等
5月30日	第1回	大綱策定の報告
8月から10月	第2回	大綱に盛り込むべき項目について協議
11月	第3回	大綱素案について
1月	第4回	大綱最終案、パブリックコメントの報告